

令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業 募集の概要について

1 事業概要

県産出材を一定量（新築：材積による5区分、増・改築：材積による3区分）以上使用した住宅の建設に対する補助

2 補助要件及び補助額

	新築	増築・改築
補助事業者	建築主	
対象建築物	戸建て新築住宅 (延面積30m ² 以上)	戸建て住宅の増築・改築
主な補助要件	使用木材のすべてに合法木材を使用すること	
	令和8(2026)年3月6日までに対象事業(木工事)が完了すること（構造材のみの申請も可）	
	使用木材の55%以上、構造材の60%以上かつ梁・桁材の <u>30%以上</u> に県産出材を使用すること	

新築		増築・改築	
県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金額
40m ³ 以上	60 万円	15m ³ 以上	22.5万円
30m ³ 以上40m ³ 未満	52.5万円	10m ³ 以上15m ³ 未満	15 万円
20m ³ 以上30m ³ 未満	37.5万円	5m ³ 以上10m ³ 未満	7.5万円
10m ³ 以上20m ³ 未満	22.5万円		
6 m ³ 以上10m ³ 未満	15 万円		

【新築伝統工芸品等上乗せ】 以下のいずれかを内装材等に使用で10万円上乗せ ・県産石材 5 m ² 以上 ・県産漆喰 40m ² 以上 ・伝統工芸品（鹿沼組子・日光彫） 1 m ² 以上
--

3 募集期間

第4期(第1回：終了)	第4期(第2回)	募集延長
12/1(月)～1/20(火)	1/21(水)～2/13(金)	
新築：120戸程度 増改築：2戸程度	新築：80戸程度 増改築：1戸程度	

【木材に関する留意事項】

- ◆構造材とは
土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交（違）、間柱
- ◆合法木材とは
違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは
県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業第4期第2回募集 事業の流れ

